

# 新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持臨時支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いている  
事業者の皆様へ高知県独自の給付金を給付します

## 対象者

以下のすべてを満たす「県内施設（店舗）」を有する事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者
- ②令和2年1月から令和2年12月までの売上の合計が前年同期比で15%以上減少している
- ③令和2年12月～令和3年3月の任意の連続する2か月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で30%以上減少している
- ④上記③の2か月の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ⑤高知県税を滞納していない（又は徴収猶予を受けている）

## 給付額

給付上限：なし

（給付額は1円未満切り捨て）

$$\left( (A \times B / C - D) \times E / 50\% \right) \times 2 / 3$$

A:対象期間の社会保険料（事業主負担分）納付額の合計

B:県内従業員数 C:全従業員数 D:受給済の協力金等(※)

E:対象期間の売上減少幅（30%～50%）

(※)既に受給している「高知県営業時間短縮要請協力金」及び「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」を指します。

$$\left( \frac{\text{社会保険料 2か月分}}{\text{県内従業員数}} \times \frac{\text{全従業員数}}{\text{給付金の総額}} - \text{売上減少幅} \right) \div 50 \times 2/3$$

申請期限を  
延長しました。

## 申請期間

令和3年3月31日(水)～令和3年6月30日(水)（当日消印有効）

## お問い合わせ先

○高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター

TEL：088-821-7566

[受付時間] 午前9時～午後5時（平日のみ）

詳しくは  
こちらから



～申請方法については裏面をご覧ください～



# ～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

## 1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

### ① 県庁ホームページから印刷又はダウンロード

[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/koyoiji\\_rinjikyufukin.html](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/koyoiji_rinjikyufukin.html)

### ② 次の場所で受け取る（※1）

- ・県庁本庁舎1階ロビー（平日、土日、祝日）8:30～17:15
- ・県合同庁舎及び県税事務所 }（平日のみ）8:30～17:15
- ・各市町村役場

（※1）いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

## 2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

### 【① 記入が必要な書類】

- ・申請書
- ・誓約書（自署をお願いします）
- ・売上減少等の証明書（認定経営革新等支援機関等（※1）で発行）  
（※1）税理士、金融機関、商工会・商工会議所等

### 【② 添付が必要な書類】

- ・本人確認書類（法人の場合は法人代表者のもの）
- ・営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（※2）
- ・「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の納付額が分かる書類(写し)  
又は「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)
- ・高知県税の滞納がない（又は徴収猶予を受けている）旨を証する納税証明書
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)  
（※2）許可等を必要としない業種の場合は不要です。

## 3. 申請書類の提出

○追跡ができる方法で郵送してください。（簡易書留、特定記録など）

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター

○オンラインによる申請が可能です。

高知県経営支援課ホームページから申請フォームにアクセスしてください。

## 4. 入金

○申請書の受理後、審査（※3）を行います。

申請内容に不備がない場合は2週間程度で口座に振込予定です。

（※3）審査の結果、不給付となる場合があります。